

保全事件・担保取消事件等 添付書類等一覧表

山口地方裁判所 令和5.10.1現在

<p>不動産仮差押 不動産仮処分（処分 禁止）</p> <p>申立手数料2000円 （債権者1名、債務者 1名の場合）以下、同 じ</p>	<p>添付郵券 （決定用） 1204円×（債権者+債務者数） （登記囑託用） 574円+564円（返送用）※登記所が1か所の場合</p> <p>各種目録 （決定用） 当事者目録・請求債権目録・物件目録=各1部 （登記囑託用） 登記権利者義務者目録・物件目録=各1部※登記所が1か所の場合</p> <p>仮差押の登録免許税額……請求債権額の1000分の4（100円未満の端数切捨て） 仮処分の登録免許税額……目的不動産の評価額の1000分の4（100円未満の端数切捨て） ※ 登記権利者が非課税法人（日本政策金融公庫等）の場合は不要</p>
<p>同 取下げ</p>	<p>添付郵券 （取下通知用） 84円×債務者数 （抹消登記囑託用） 574円+564円（返送用）※登記所が1か所の場合 （滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知（84円切手必要））</p> <p>取下書副本 債務者数 各種目録 （抹消登記囑託用） 登記権利者義務者目録・物件目録=各1部※登記所が1か所の場合 抹消登記の登録免許税額…1000円×物件の筆数 （ただし、法務局1か所につき20筆以上の場合は定額2万円） （マンションにつき敷地権は1筆と数える） （最新の不動産登記事項証明書（インターネットの分でも可）は必要に応じて提出）</p>
<p>債権仮差押</p> <p>申立手数料2000円</p>	<p>添付郵券 （決定用） 1250円×（第三債務者数） 1204円×（債権者数+債務者数） （陳述催告・第三債務者→裁判所返送用） 564円 （陳述催告・裁判所→債権者へ送付用） 84円</p> <p>各種目録 （決定用） 当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録=各1部</p>
<p>同 取下げ</p>	<p>添付郵券 （取下通知用） 84円×（債務者数+第三債務者数） （滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知（84円切手必要））</p> <p>取下書副本 債務者数+第三債務者数</p>
<p>動産仮差押</p> <p>申立手数料2000円</p>	<p>添付郵券 債権者に対しては決定正本を交付送達（交付送達ができない場合は1204円） 債務者に対しては原則、保全執行後に決定正本を送達 1204円×債務者数</p> <p>各種目録 当事者目録・請求債権目録=各1部</p>
<p>仮処分（要審尋）</p> <p>申立手数料2000円</p>	<p>添付郵券 合計 5792円 （内訳・500円×8枚、100円×8枚、84円×8枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚）</p> <p>添付書類 申立書副本 疎明資料写し</p>
<p>担保取消決定申立</p> <p>申立手数料不要</p>	<p>下記の民訴 79I～III 共通書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保取消の申立書1通（収入印紙不要） 供託（支払保証委託契約）原因消滅証明の申請書と副本各1通（申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付） （供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す） 同証明書の受書1通（日付空欄のもの） 証明書を郵送する場合、切手（94円）を貼付した返信用封筒 <p>民訴 79I（勝訴型） 添付郵券 1194円×被申立人数 84円×申立人数</p> <p>添付書類 ・全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書 （上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要） ・同判決確定証明書</p> <p>民訴 79I（同意型） 添付郵券 84円×（申立人数+被申立人数）</p> <p>添付書類 ・同意書又は和解調書正本 ・同意書による同意の場合のその他の添付書類（例：被申立人の印鑑証明書、被申立人の即時抗告権放棄の上申書）</p> <p>民訴 79I（催告型） 添付郵券 1194円×被申立人数×2（権利行使催告用含む） 84円×申立人数</p> <p>添付書類 ・本案提起している場合は、訴訟が終了していることを示す文書（判決正本及び同判決確定証明書、訴状の写しを添付した訴えの取下証明書など） ・本案訴訟を提起していない場合は、その旨を申立書に記載する。</p> <p>※権利行使催告の申立書（立件不要）</p>
<p>債権者からの申立</p>	
<p>起訴命令申立て</p> <p>申立手数料不要</p>	<p>債権者が保全命令を取得したのに本案の訴えを提起しない場合、債務者は発令裁判所に対して、本案の訴えを提起するよう申し立てることができる。→民法37I</p> <p>添付郵券 1204円×（相手方数）、 84円×（申立人数）</p>
<p>保全異議の申立・保全取消申立</p> <p>申立手数料500円 （債権者1名、債務者1名の場合）</p>	<p>添付郵券 5792円（内訳・仮処分（要審尋と同じ））</p> <p>添付書類 申立書副本、疎明資料写し</p>